

教 総 第 1 6 6 2 号  
令和7年(2025年)9月19日

各 課 長  
各 教 育 局 長  
各 所 管 機 関 の 長 様  
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長  
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明

児童生徒への盗撮行為の防止に向けた取組の徹底について（通知）

本年6月下旬に道外の複数の教員が女子児童を盗撮し、画像などをSNS上のグループで共有したとして逮捕される事件が報道され、全国に大きな衝撃を与えましたが、この事件に関連し、9月17日（水）、石狩管内の中学校教諭が、性的姿態撮影等処罰法違反の疑いで、逮捕されました。

このような性犯罪は、児童生徒や保護者に計り知れない恐怖や不安を与えるものであり、特に児童生徒を守るべき教員によるこのような行為は、多くの人々の学校や教員に対する信頼を裏切るものです。

この度、本道においても、盗撮グループの一人であると疑われる教員がいたことは、大きな衝撃であり、今後、本道の学校教育の信頼回復のためには、多くの労力と時間が必要になります。

つきましては、道立学校においては、職員一人一人が今回の事態を重く受け止め、教育公務員としての自覚とモラルを持つよう、次のとおり、児童生徒への盗撮防止の取組を実施することとし、市町村教育委員会においては、同様の取組の実施について、所管の学校へ指導するようお願いいたします。

#### 記

##### 1 学校施設の点検

令和7年（2025年）9月30日（火）までに、施設内の点検を実施することとし、点検実施後も適宜点検を行うこと。

##### 2 研修の実施

令和7年（2025年）10月17日（金）までに、別添写「道立学校における私物の端末・スマートフォン等の取扱いについて」（令和7年（2025年）9月12日付け教ICT第317号教育長通知）及び別添研修資料を基に、学校職員による児童生徒の盗撮を決して起こさせないよう、指導を徹底すること。

(総務政策局総務課職員公務管理係)